

令和4年度大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	令和4年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和4年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	7
資料	5	大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について (答申) (写)	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について (諮問) (写)	11
資料	7	令和4年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料	8	大阪府機械・金属製品製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料	9	令和4年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)	17
		(使用者側)	19
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	21
資料	11-1	令和4年春季賃上げ妥結状況 (最終報)	23
資料	11-2	令和4年春季賃上げ妥結状況 (詳細分析報告)	31

大阪地方最低賃金審議会

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

る。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会」とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月17日から施行する。

改正 この規程は、平成16年8月20日から施行する。

改正 この規程は、平成21年8月19日から施行する。

改正 この規程は、平成25年8月19日から施行する。

改正 この規程は、平成26年8月25日から施行する。

改正 この規程は、平成30年8月23日から施行する。

改正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。

令和4年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和4年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和4年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和4年6月30日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
改 正	令和4年2月25日 令和4年6月29日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2,114	1,155 (54.6%)	労働協約ケース
		基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 JAM大阪 執行委員長 菊地 栄男	17,469	6,590 (37.7%)	労働協約ケース
正	令和4年2月25日 令和4年6月29日	全電線大阪地方協議会 議長 濱島 大輔 アールミ関連労協 中浦 太一 議 長 全国伸銅労働組合連合会 議長 森 義仁	4,741	2,894 (61.0%)	労働協約ケース
		JAM大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	55,955	23,602 (42.2%)	労働協約ケース
決 定	令和4年2月25日 令和4年6月29日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	32,251	31,240 (96.9%)	労働協約ケース
		JAM大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14,211	6,536 (46.0%)	労働協約ケース
	令和4年2月25日 令和4年6月29日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	19,611	7,403 (37.7%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース（30年次フレーム）から算出

2022年6月29日

大阪労働局
局長 木原 亜紀生 様

大阪市西区土佐堀1丁目6番3号

JAM大阪

執行委員長 菊地 栄男

大阪市住之江区南港北1-7-89 日立造船労組内

基幹労連大阪府本部

委員長 金澤 治



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府下のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の最低賃金改定に合意した当該産業の事業所で使用される労働者数

23,602人

2 最低賃金の適用を受けべき基幹的労働者の範囲

大阪府において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 次に掲げる業務に主として従事する者

なお、「技能修得中の者」とは、企業に於いて実施される技能養成の対象と成っている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものである。

- ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれない。
- ② 職場の内外に於いて集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内に於いて仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれる。
- ③ 修得されるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能訓練を実施する担当者又は責任者が定められているものであること。

以上、55,955人

3 改正を申し出る最低賃金の件名

大阪府 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

4 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

「23,602人」

大阪府におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数

「55,955人」

= 42.2% → 3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額	1,036円	/	時間額
現在適用されている法定最低賃金額	997円	/	時間額

6 添付書類

- ① 申請代表者に対する委任状
- ② 合意労働者数の内訳
- ③ 労働協約・企業内協定書・確認書の写し
- ④ 労働時間合意書

以上

令和 3 年 9 月 15 日

大 阪 労 働 局 長
木 暮 康 二 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服 部 良 子

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 3 年 7 月 6 日付け大労発基 0706 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 997円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月1日



大労発基 0706 第 2 号
令和 4 年 7 月 6 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長
木原 亜紀生

最低賃金の改正決定等について（諮問）

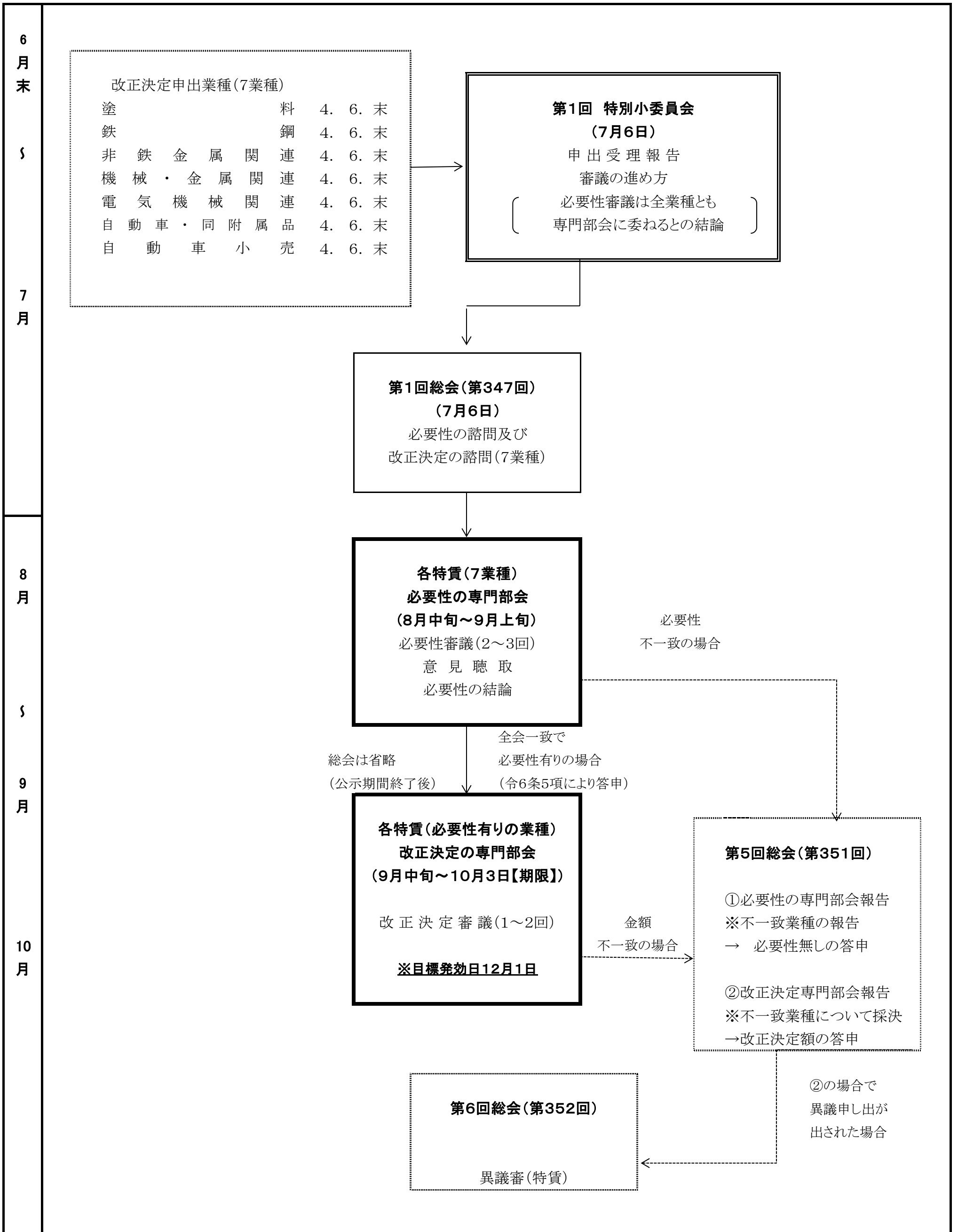
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和4年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ

資料7



資料8

はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 997円

事業場 番号	対象人数 (人)	労働時間 (月)	令和4年度協約金額	
			月額(円)	時間額(円)
1	249	150.0	175,000	1,166
2	31	152.5	171,912	1,169
3	31	150.0	156,000	1,040
4	537	153.3	166,600	1,090
5	65	159.5	169,000	1,059
6	81	155.8	164,000	1,052
7	69	155.7	164,000	1,053
8	183	156.3	162,000	1,036
9	212	155.0	165,600	1,068
10	461	158.0	171,100	1,083
11	220	151.0	175,560	1,163
12	1,999	158.0	—	1,100
13	777	157.6	169,500	1,075
14	189	156.7	170,230	1,086
15	2	155.0	168,000	1,084
16	200	163.3	157,000	1,050
17	30	167.8	174,848	1,042
18	108	160.5	168,250	1,048
19	224	156.8	164,000	1,046
20	269	157.2	168,500	1,072
21	94	157.5	166,000	1,054
22	188	160.0	171,200	1,070
23	58	153.1	183,875	1,201
24	72	155.0	162,000	1,045
25	744	155.9	177,900	1,141
26	4,860	155.0	165,000	1,096
27	5,735	155.7	163,000	1,047
28	731	156.7	163,751	1,045
29	881	158.0	181,350	1,148
30	132	160.3	167,000	1,042
31	127	159.3	170,000	1,067
32	138	158.3	170,000	1,074
33	25	155.4	166,000	1,069
34	60	156.0	174,420	1,118
35	110	156.9	165,400	1,055
36	75	155.6	175,170	1,134
37	30	160.3	166,900	1,041
38	156	161.3	172,940	1,072
39	2,856	161.0	173,000	1,075
40	593	160.0	173,000	1,081
合計	23,602			

- * 網かけ部分は、協定額のうち最低額
- * 同一企業の複数事業場分については、まとめて記載

令和4年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業業
労働側	最低賃金

1. 産業別最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせ下さい。

一般機械器具・金属製品製造業は大阪府の産業構造の中において、極めて重要な位置を占めています。それは事業所数で「38.7%」、従業員数で「38.1%」、出荷額で「32.8%」、付加価値額で「34.6%」（大阪府工業統計：2021年調査）を占め、それらは大阪府下の全製造業の中で、最も高い構成比率となっています。このため、一般機械器具・金属製品製造業の産業的発展は、大阪府の発展・繁栄に直結しています。従って、この産業における公正競争条件を確保し、向上させることによって、産業全体のレベルを引き上げることは極めて重要な意味を持っています。そのためにはそれにふさわしい賃金水準の確保が不可欠です。この産業分野における熟練技能の継承が喫緊の課題となっている昨今、優秀な人材を確保する上でもこのことは避けて通ることはできません。

しかし、以下に記すようにこの産業における現行の賃金水準は、相対的に低位にあると言わざるを得ません。この産業の基幹労働者の最低賃金であるべき特定最賃の現行水準・997円は補助労働が多くを占める短時間労働者の賃金よりも低位にあります。賃金構造基本調査（厚生労働省、2021年実施）によると、大阪の製造業の短時間労働者の時間当たり所定内賃金は男子1,597円、女子1,098円となっています。また、関西におけるアルバイト・パートの時間当たり平均額（2022年6月リクルート社調査「製造・物流・清掃系の職種」）は、1,096円、となっています。この間わが国の雇用形態の中で、最下層といわれるアルバイト・パートの時間額水準が大きく引きあげられてきました。他方、一般機械器具・金属製品製造業の基幹労働者を対象にした特定最低賃金の現行水準は997円に過ぎず、補助的労働が多くを占める短時間労働者の賃金より低位にあり、改正の必要性があるのは明らかです。

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示し下さい。

①産業の実態【経営実績、支払能力 等】

企業状況は、コロナ禍により急激な落ち込みを見せた2021年3月決算から、格差を伴いながらも急激に回復してきました。財務省が6月1日に発表した、2022年1～3月期の法人企業統計によると、金融・保険業を除く全産業の経常利益は、前年同期比13.7%増加の22兆8,323億円で5期連続のプラスとなりました。1～3月期としては新型コロナウイルス感染拡大前の2019年水準を2.6%上回り過去最高となりました。製造業は18.4%増の8兆9,347億円となり全体を牽引しています。

また、直近の「法人企業統計調査 財務省発表（年次）2021年9月1日発表」においては、コロナ禍まで好調な企業業績が続いていた結果、製造業における利益余剰金は、2014年・123兆円、2015年・131兆円、2016年・140兆円、2017年・153兆円、2018年・163兆円、2019年・162兆円、2020年・167兆円と着実に増加しており、資本金1,000万円から1億円規模の中小零細企業においても、2014年の117兆円から2020年の153兆円へと増加しています。コロナ禍直前までの景気拡大局面で、着実に企業の内部留保が蓄積されてきました。

民間調査機関（東京商工リサーチ）の調査においても、コロナ禍の中においても、企業倒産数は2年連続で3,000件台に留まっており、低水準での推移となっています。



②賃金の実態 [一般賃金の改定状況 (額・率) 等]

大阪府下において、この産業における最低賃金の適用対象となる労働者が多く結集する産業別労働組合ジェイ・エイ・エム大阪 (略称 J A M 大阪、302 単組、44,505 名) の 22 年春季生活闘争における賃上げ結果は、一般機械業種全体の単純平均は 5,930 円となり、ベア・賃金改善額は 1,670 円となりました。300 人未満の獲得結果については、単純平均 5,556 円となっており、賃金改善額は 1,799 円となっています。また、100 人未満の中小では、単純平均は 5,362 円でベア・賃金改善額は 1,734 円と全体平均を上回っています。300 人未満・100 人未満ともに獲得額は、昨年 (同 1,250 円・1,290 円) を大きく上回りました。

また、厚生労働省の賃金構造基本統計調査結果では、全国の高卒初任給 (21 年度) の平均月額 は男性 181,600 円、女性 176,300 円で、大阪府の男女高卒初任給は 188,000 円となっています。時間額換算では 1,082 円となります。この時間額は労働基準法で許された最大限の労働時間で月額を除したものの (年 2085 h / 12 ヶ月 = 月 173.75 h) であり、この金額ですら現行の特定最低賃金 (997 円) を大きく上回っています。

③生活の実態 [物価、賃金水準 等]

わが国では、貧困率 (OECD 加盟国ワースト 8 位) やジニ係数 (同 13 位) にも見られるように富の格差は拡大の一途を辿っています。また、一人親世帯の貧困率は主要先進国の中でも最悪レベルとなっています。

人事院発表の 18 才単身者の負担費修正標準生計費 (2021 年 4 月) の全国平均月額は 156,478 円となっています。日本の月間平均所定内時間 (125.9 h) で換算しても 1,242 円となります。現行の特定最低賃金額 997 円は、この水準を大きく下回っており、この産業で働く基幹的労働者が生計を営むことが困難な賃金水準となっています。このような賃金しか支払われない企業であるならば、この産業における社会的存在価値を問われても仕方がありません。

3. その他

これまで、私たちは「最賃協定は当該企業における組合員や従業員の賃金を下支えするとともに、最低賃金法にもとづく、特定最低賃金の審議に影響を及ぼすことができる社会的な機能を有している」として、企業内最賃の協定締結組合の拡大と水準引き上げの取り組みを強化し、公正競争ケース方式から労働協約ケース方式への転換を果たしてまいりました。しかし、この間の地域別最低賃金の上昇により、特定 (産業別) 最低賃金が機能を失う事態が東京や神奈川で発生し、大阪においても今、このことに直面しています。

現在、特定最賃を存続させていくうえで問題になっているのは、現制度が当該産業で基幹的な業務に従事しているとはいえないような低賃金層の者までもが、適用対象労働者の範囲の中に入っている点にあります。

特定最低賃金は今後、少子高齢化により競争激化が予想される労働市場における当該産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続と発展にとって極めて重要な要素となります。

私たちは、これらのことを踏まえ、公益側、使用者側の委員各位にご理解を得られるためにも、本来の特定最低賃金の適用対象労働者である基幹的な業務に従事する労働者を念頭に入れ、現在の適用労働者の範囲をさらに絞り込んだ試案をこれ以後、お示ししていく所存であります。

2022 年 7 月 22 日

(記述責任者)

J A M 大阪

書記長 清水 隆生

令和4年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府汎用機械器具製造業、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、暖房装置、配管工事用付属品、金属線製品製造業、船舶製造、修理業、船用機械製造業 最低賃金
労・使・側	

1. 大阪府における特定最低賃金の、改正の必要性の有無に係る意見を、お聞かせ下さい。

昨今の経済情勢ですが、個人消費を中心に持ち直しているものの、資源・原材料の価格高騰や調達難、また円安等の影響が大きく見られます。特に十分な価格転嫁ができない中小企業は、コスト増加で業績が圧迫され、引き続き厳しい状況が続いて居ります。

このような経済情勢の中、7月26日(火)の大手新聞各紙によりますと、厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会、最低賃金の目安について審議するも結論は次回に持ち越したとのことです。

大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見ですが、現在全国で地域別最低賃金47件、特定最低賃金227件を合わせて最低賃金が274件あります。

そのうち大阪は地域別最低賃金1件と、特定最低賃金7件ありますが、各国の最低賃金の状況や我が国における深刻な人手不足や物価の上昇等考慮した場合、検討も必要と考えますが大幅な最低賃金の引き上げは非正規社員の雇用環境の悪化や、中小企業や下請け企業の人件費負担が重くなり、収益がさらに圧迫されて解雇、雇い止めといった雇用削減につながります。

今年度地域別最低賃金が昨年並みに上がれば7協議会とも、その範囲内となりますので、今後は地域別最低賃金のみに一本化すればよいと考えます。従いまして今年度は改正の必要性はないと考えます。

2. 上記1の判断された理由(根拠)を以下の項目ごとにお示し下さい。

① 産業の実態(経営実績・支払い能力等)

大阪府商工労働部(大阪産業リサーチ&デザインセンター)の大阪府における2022年1月~3月期の業況判断DIは、1月下旬から適用された「まん延防止等重点措置」に伴う経済活動の制限に加え、ロシアのウクライナ侵略による原油・穀物など原材料費や電気代の高騰、急激な円安もあり、全産業で-28.6と2四半期ぶりに悪化しました。製・商品単価DIが2四半期連続のプラス水準となったものの、出荷・売上高DI、営業利益水準DI、資金繰りDIがそれぞれ2四半期ぶりに悪化するなど景気は一服感が見られるとのことです。

調査結果によれば、来期は2四半期ぶりに業況が改善する見通しであるが、より感染力が強いオミクロン変異株(BA.2系統)のクラスターや第7派による感染状況や為替変動、ウクライナ情勢などに引き続き注視する必要がある、不透明な状況が続くと思われまます。

② 賃金の実態{一般賃金の改定状況(額・率)等}

令和4年6月6日(月)発行の、大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課地域労政グループの、令和4年春季賃上げ妥結状況詳細分析報告書によりますと、金属製品製造業は令和4年度組合数43社組合員数7,939人で令和4年度妥結金額5,471円賃上げ率2.09%、令和3年は組合数40社組合員数7,290人で妥結額4,939円で賃上げ率1.90%とプラス妥結、機械器具製造業は令和4年度組合66社組合員数15,391人で令和4年度妥結金額7,944円賃上げ率2.58%、令和3年度は組合数58社組合員数13,940人で妥結額5,618円と賃上げ率1.81%でプラス妥結となっています。結果5月24日現在の大阪府における令和4年春季賃

上げ要求妥結状況最終報は、集計組合数 391 組合（加重平均）妥結額 5,967 円（前年；5,422 円）賃上げ率 2.00%（前年；1.83%）、全体平均では妥結額賃上げ率とともに 4 年ぶりに増加を示す。産業別の妥結額は製造業が非製造業より高くなっています。

③ 生活の実態 {物価・標準生活費等}

令和 4 年 7 月 22 日（金）夕刊と 7 月 23 日（土）朝刊で、大手新聞社各紙でも紹介されましたが、総務省が 22 日発表した 6 月の全国消費者物価指数（2020=100）は、値動きの大きい生鮮食品を除く総合で 101.7% となり前年同月と比べ 2.2% 上昇したと報道されました。

令和 4 年 7 月 1 日、大阪府総務部統計課物価・家計グループの 7 月 1 日公表によりますと、2020 年基準大阪市消費者物価指数 2022 年（令和 4 年）6 月速報

概況

ア・総合指数は 101.3 となっています

前月比は変動がなかった。前年同月日は 2.3% の上昇（5 か月連続）となっています

イ・生鮮食品を除く総合指数は 101.1 となっています。

前月比は変動がなかった。前年同月比は 2.0% の上昇（5 か月連続）となっています

ウ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 100.1 となっています

前年比は 0.1% の上昇となった。前年同月比は 1.0% の上昇（3 か月連続）となっています

④ その他

これまで少子高齢化による若者の人出不足・雇用情勢などを背景に、最低賃金は近年、毎年 3% 位の引上げが続いてきましたが、新型コロナウイルスの影響で、経営環境が厳しくなり、休業や倒産解雇で最低賃金を大幅に引き上げれば倒産がさらに増える傾向にあり、考慮すべきであります。

3. その他

産業のグローバル化、工場内での作業のロボット化、無人化が進む中、今までの「きつい・汚い・危険」と言った作業環境が解消され、又、匠の伝承についてもあまり言われなくなって参りました。

つきましては、特定最低賃金は企業内労使以外の場で決定すべきで、必要性が高いものとして維持する時代ではないと思います。

さらに、地域別最低賃金において賃金の低廉な労働者の最低額は保障されており、特定最低賃金（227 件）は屋上屋を重ねるものであるとともに、セーフティネットの確保については歴史的役割を終え、地域別最低賃金（47 件）のみで、最低保障を決める方がわかりやすいと思います。

○記述責任者（意見の出所を明らかにしてください）

氏 名 金子 千万利

記述年月日 令和 4 年 7 月 22 日



令和3年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	992円 (令和3年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,000円 (令和3年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務 (1)18歳未満又は65歳 以上の方 (2)雇入れ後3月未満の 技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
鉄鋼業	996円 (令和4年1月22日)	
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業	997円 (令和3年12月1日)	
自動車・同附属品 製造	998円 (令和3年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	994円 (令和3年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	993円 (令和3年12月1日)	
自動車小売業	993円 (令和3年12月1日)	
		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰め業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務 主としてワイヤーハーネスの製造に係る 業務のうち、手工具若しくは小型動力工具 を使用して行う組線、取付け、かしめ又は 刻印の業務に従事する方

賃上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を
ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃上げ・就業環境整備をご検討の 事業主の皆様へ

事業主支援制度のご案内



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた 支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

働き方改革に取り組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。
●専門家（社会保険労務士）が、相談窓口はもちろん、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。

●「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。

●就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。

●地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみてもね！

支援制度 2 賃金上げを応援する制度

●業務改善助成金 ※中小企業向け 「特例コース」延長！（令和4年7月29日まで）

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

※特例コースでは、令和3年7月16日～12月31日に合計30円以上の引上げ（遡って引上げも可）で申請可能。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります）

●雇用調整助成金等の要件緩和 ※中小企業向け

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から令和4年3月までの休業については、休業規模要件を問わず支給します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。最低賃金枠を創設し、業況が厳しく最低賃金近傍の従業員が一定数以上の事業者には補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**

(2)中小企業向け賃上げ促進税制（令和3年度まで「所得拡大促進税制」）

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金上げを行った結果、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに
取り組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**



(1) (2) (3)



令和4年6月6日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・長宗

▽直通 06-6946-2606

令和4年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:391 組合(加重平均)】

【調査時点:5月24日現在】

□ 妥結額 5,967円(前年:5,422円)

□ 賃上げ率 2.00%(前年:1.83%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに4年ぶりに増加を示す。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月13日に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。

併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月 24 日までに妥結額が把握できた 479 組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな 391 組合(137, 988 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

- ・令和3年 11 月 26 日に開催された「第3回新しい資本主義実現会議」において、岸田総理は、「成長の果実を国民一人ひとりが実感できる新しい資本主義を実現する鍵は『人』への投資にある」とし、民間の労使に対して、「来年の春闘において、業績がコロナ前の水準を回復した企業について、3%を超える賃上げを期待する」と述べ、民間企業で働く労働者の賃上げに期待感を示しました。
- ・内閣府は、令和4年2月 17 日に公表した月例経済報告において、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる」とし、また、先行きについては、「感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある」などとする判断を示しました。
- ・その一週間後の2月 24 日にロシアがウクライナへの侵攻を開始すると、翌 25 日の記者会見において岸田総理は、「ロシアに対する制裁措置の強化・実施」を明らかにするとともに、「原油など燃料価格高騰に対して、国民生活や企業活動への悪影響を最小限に抑える」ことを明らかにしました。
- ・こうした国際情勢や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出し、3月 16 日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。また、中堅・中小組合においても3月末までの決着をめざして精力的な交渉が展開されました。
- ・内閣府が4月 21 日に公表した月例経済報告では、景気の先行きについて、「ウクライナ情勢による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある」との判断が示され、加えて、5月9日に行われたG7テレビ会議をふまえた首脳声明において「ロシア産原油の原則禁輸措置」を採ることが明らかにされました。
- ・こうした状況のもと、燃料価格高騰の影響により経営環境に厳しさが増している中小企業を中心に、現在も多くの企業労使による交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書(2022 春季生活闘争の方針と課題)」(令和3年12月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定内賃金で生活できる賃金水準を意識して「人への投資」を継続的に行うことが必要である。とりわけ、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざし、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」に取り組む。 ・すべての組合が月例賃金の改善にこだわり、それぞれの賃金水準を確認しながら、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みをより強力に推し進める。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ分2%程度、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度の賃上げを目安とする。 ・企業内最低賃金協定 1,150 円以上 <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「22 年国民春闘方針」(令和4年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金の全国平均の 1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 年に 14.2%となり、2009 年の 7.5%から 10 年で倍増しており、低賃金で働く人が増えている。 ・非正規労働者や低賃金の正社員が増えたことが要因の1つで、コロナ禍が脆弱な雇用構造に追い打ちをかけている。 ・正規・非正規雇用、移住労働者を問わず、すべての労働者の実質賃金の減少分を解消し、ベースアップによる実質賃金の引上げと年間収入増実現をめざす。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ要求:月額 25,000 円以上 時間額 150 円以上 ・最低賃金要求:時間額 1,500 円以上 	<p>○経団連「2022 年版経営労働政策特別委員会報告」(令和4年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業と働き手を取り巻く環境変化への対応の必要性や、コロナ禍で影響を受けている産業・企業への配慮、積極的な「人への投資」の重要性が今次労使交渉における議論の土台となる。 ・中小企業の賃金引上げが重要とはいえ、実態から大きく乖離した要求水準を掲げることは慎重に検討すべきと考える。企業労使で自社の経営状況等を十分共有することが望ましく、その上で、連合や産業別労働組合など上部団体の示す要求指標を参考としつつ、建設的な賃金交渉・協議の実施に資する要求が提案され、自社に適した着地点が労使で見出されることを期待する。 ・コロナ禍が長期化し、業種や企業ごとの業績のばらつきが大きくなっている状況下では、社内外の考慮要素を総合的に勘案しながら、適切な総額人件費管理の下、自社の支払い能力を踏まえ、労使協議を経た上で各企業が賃金を決定する「賃金決定の大原則」を堅持することの重要性が 2021 年に増して高まっている。 ・収益が高い水準で推移・増大した企業においては、制度昇給の実施に加え、ベースアップの実施を含めた、新しい資本主義の起動にふさわしい賃金引上げが望まれる。 ・コロナ禍の影響により収益が十分に回復していない・減少した企業においては、事業継続と雇用維持を最優先にしながら、労使で徹底的に議論し、自社の実情に適った対応を見出すことが望まれる。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 5,967 円(前年:5,422 円)、賃上げ率 2.00%(前年:1.83%)となり、妥結額、賃上げ率ともに 4 年ぶりに増加となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、5,476 円(対前年比:716 円増、15.0%増)

「300 から 999 人」が、5,867 円(対前年比:719 円増、14.0%増)

「1,000 人以上」が、6,026 円(対前年比:480 円増、8.7%増)となり、全ての規模で増加となりました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 6,307 円、非製造業の妥結額平均が 5,582 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

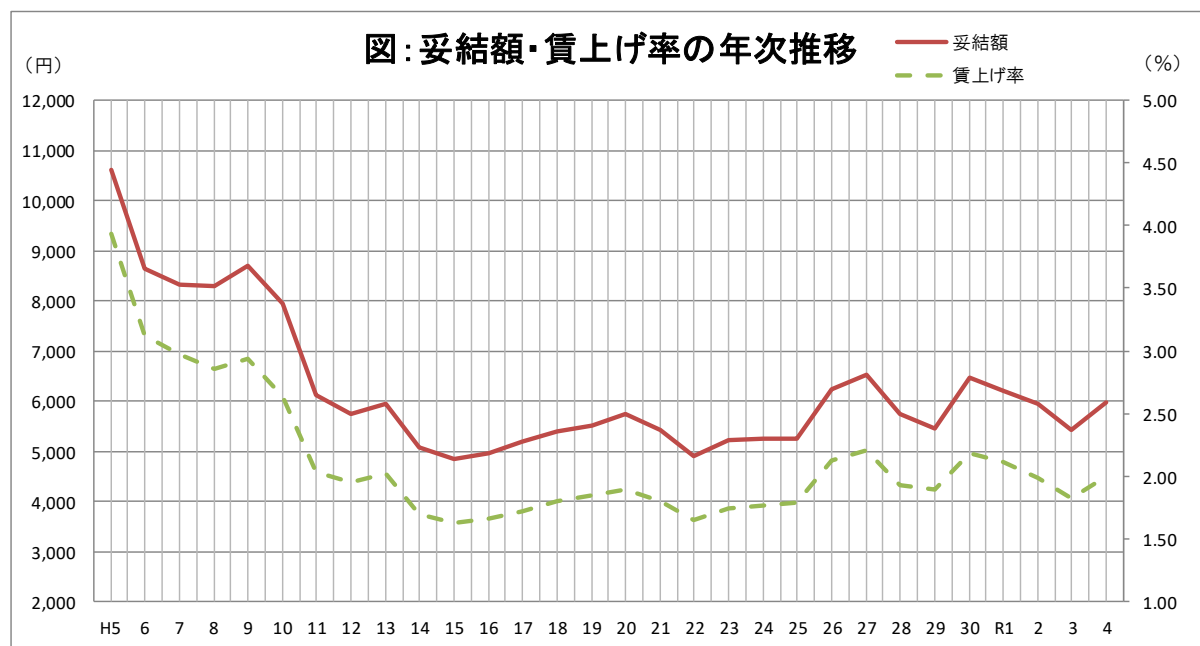
なお、全体平均(5,967 円)と比べて妥結額が高かった業種は、「化学(8,782 円)」、「複合サービス事業、サービス業(8,410 円)」、「機械器具(7,944 円)」等となりました。

一方、低かった業種は、「非鉄金属(2,306 円)」、「運輸業・郵便業(4,692 円)」、「卸売・小売業(5,316 円)」等となりました。

■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計 組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

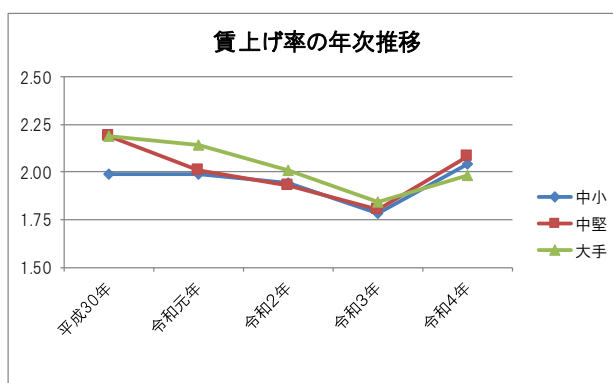
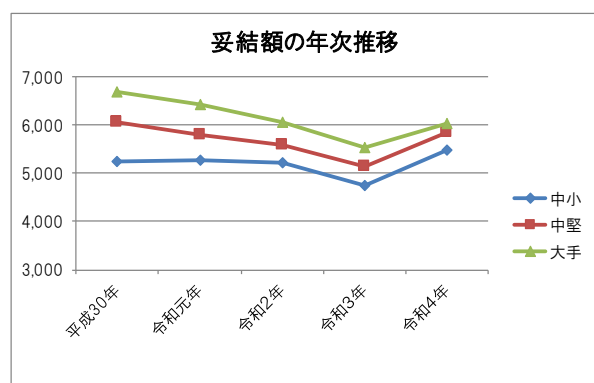
令和4年は、375組合の集計結果を表しています。

■ 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	294,991	4,486	1.52
	30～99人	87	258,494	5,377	2.08
	100～299人	97	271,977	5,529	2.03
299人以下		199	268,858	5,476	2.04
300～999人		73	282,485	5,867	2.08
1,000人以上		119	304,189	6,026	1.98
総平均		391	298,887	5,967	2.00

■ 企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	企業規模	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	3,687	1.37	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52
	30～99人	5,184	2.01	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08
	100～299人	5,282	2.00	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03
299人以下		5,244	1.99	5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04
300～999人		6,073	2.19	5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08
1,000人以上		6,683	2.19	6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況（集計組合数:391組合）【加重平均】

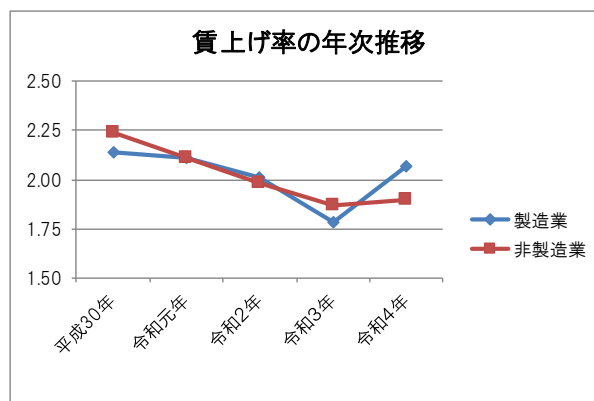
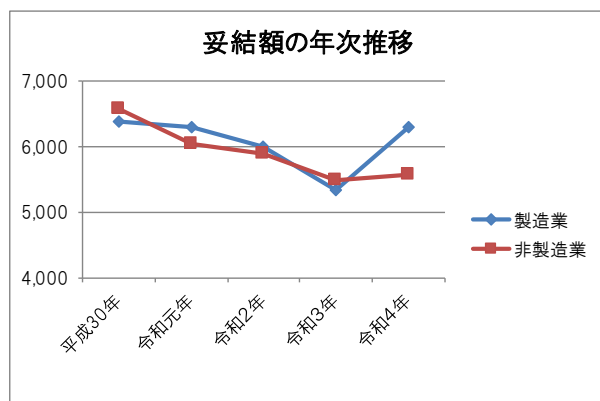
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計	391	137,988	298,887	5,967	2.00	9,191
製造業平均	276	73,119	304,060	6,307	2.07	8,837
食料品・たばこ	29	4,490	313,029	5,550	1.77	7,936
繊維、衣服	28	5,102	291,082	6,922	2.38	8,776
木材、家具・装備品	3	742	282,600	5,244	1.86	7,024
パルプ・紙・紙加工品	5	568	267,530	4,779	1.79	6,741
印刷・同関連	5	7,765	286,810	3,005	1.05	9,258
化学	33	7,465	352,113	8,782	2.49	10,655
石油・石炭製品						
プラスチック製品	3	537	246,931	8,014	3.25	8,404
ゴム、皮革製品	3	247	237,862	4,142	1.74	7,237
窯業・土石製品	3	281	259,114	4,572	1.76	7,197
鉄鋼	18	2,373	310,458	6,018	1.94	10,915
非鉄金属	14	3,574	311,482	2,306	0.74	3,971
金属製品	43	7,939	261,550	5,471	2.09	8,341
機械器具	66	15,391	307,622	7,944	2.58	10,275
電子部品・デバイス						
電気機械器具	10	2,481	290,808	5,796	1.99	8,633
情報通信機械器具						
輸送用機械器具	11	13,764	317,417	6,839	2.15	7,994
その他の製造	2	400	272,754	5,304	1.94	8,418
非製造業平均	115	64,869	293,055	5,582	1.90	9,588
農林水産業						
鉱業・採石・砂利	1	23	246,966	5,000	2.02	5,000
建設業	2	553	261,583	3,134	1.20	6,003
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	332,900	7,100	2.13	7,800
情報通信業	15	885	311,908	6,268	2.01	11,956
うち、通信・放送						
うち、情報サービス	1	11	154,109	1,000	0.65	7,500
うち、情報制作(出版等)	14	874	313,894	6,335	2.02	12,012
運輸業・郵便業	28	13,997	304,616	4,692	1.54	10,949
うち、私鉄・バス等	5	8,801	306,854	5,516	1.80	11,788
うち、道路貨物輸送	12	4,004	314,743	3,307	1.05	10,837
うち、郵便業						
うち、その他	11	1,192	254,080	3,269	1.29	5,364
卸売・小売業	46	34,549	291,260	5,316	1.83	8,982
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	3,033	285,298	5,097	1.79	10,404
うち、金融・保険業						
うち、不動産業	1	3,033	285,298	5,097	1.79	10,404
うち、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業	2	505	278,435	2,402	0.86	2,412
飲食店、宿泊業	3	855	284,644	6,709	2.36	8,697
生活関連サービス業、娯楽業	2	36	294,558	3,779	1.28	7,363
医療、福祉、教育、学習支援業	4	104	287,800	5,088	1.77	27,558
うち、教育・学習支援業	4	104	287,800	5,088	1.77	27,558
うち、医療・福祉						
複合サービス事業、サービス業	10	6,845	264,094	8,410	3.18	10,955
うち、複合サービス事業	5	4,160	235,558	5,603	2.38	9,736
うち、自動車整備・機械修理	1	209	259,213	7,162	2.76	9,606
うち、賃貸・広告業						
うち、その他	4	2,476	312,451	13,232	4.23	13,117

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないと思われることから、結果の利用にはご注意ください。

※要求額は、最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな 375 組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,380	2.14	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07
非製造業	6,586	2.24	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和4年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
第1報	4月4日	567組合	601組合	171組合	110組合	101組合	58組合
		14,213円	11,546円	5,918円	4,306円	6,403円	5,707円
第2報	4月20日	657組合	658組合	377組合	415組合	273組合	286組合
		13,934円	11,393円	5,200円	4,657円	5,838円	5,072円
第3報	5月13日	706組合	713組合	478組合	542組合	413組合	450組合
		13,839円	11,574円	5,226円	4,490円	5,315円	4,535円
最終報	6月6日	735組合	773組合	514組合	616組合	479組合	575組合
		13,652円	12,729円	5,227円	4,702円	5,227円	4,709円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	65組合	年間一時金	1,259,777円
妥結	157組合	夏季一時金	601,040円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月15日以降に順次、発表します。

令和4年6月13日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・長宗
▽直通 06-6946-2606

令和4年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月24日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:336組合)

【全体結果】(表1)

項目	令和4年	令和3年	対前年比
妥結額	6,135円	5,338円	797円増 (14.9%増)
賃上げ率	2.06%	1.85%	0.21ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年に比べ増加を示す。
- すべての企業規模で前年に比べ増加を示す。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年に比べ増加を示す。
製造業では9割を超える業種で増加を示し、非製造業では5割の業種で増加を示す。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月24日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた391組合^{*}のうち、前年の妥結額についても把握できた336組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

^{*}この391組合を対象とした加重平均結果については、6月6日公表の令和4年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:336 組合】

(1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額6,135円(前年:5,338円)と、対前年比797円増・14.9%増となり、前年を上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比 623 円増・12.7%増（令和4年:5,543 円 令和3年:4,920 円）

「300 から 999 人」が、対前年比 669 円増・11.9%増（令和4年:6,297 円 令和3年:5,628 円）

「1,000人以上」が、対前年比 833 円増・15.6%増（令和4年:6,161 円 令和3年:5,328 円）となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和4年	令和3年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	14	4,494	5,357	▲ 863	▲ 16.1	
	30～99人	74	5,311	4,403	908	20.6	
	100～299人	83	5,641	5,076	565	11.1	
299人以下		171	5,543	4,920	623	12.7	↗
300～999人		59	6,297	5,628	669	11.9	↗
1,000人以上		106	6,161	5,328	833	15.6	↗
総加重平均		336	6,135	5,338	797	14.9	
総単純平均(参考)			5,828	5,085	743	14.6	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 6,498 円(対前年比 1,373 円増、26.8%増)、非製造業が 5,793 円(対前年比 255 円増、4.6%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 16 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 12 業種のうち 6 業種でプラス傾向、2 業種でほぼ横ばいとなりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年と比べ増減率の高かった上位 3 業種・下位 1 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和4年 (円)	令和3年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
機械器具	59	14,785	8,027	5,597	2,430	43.4	↗	7割を超える組合がプラス妥結したことに加え、一部の組合員数の多い大手組合において大幅なプラス妥結となったことが、全体の平均額を押し上げている。
繊維、衣服	26	5,013	6,987	5,652	1,335	23.6	↗	9割を超える組合でプラス妥結となっている。
化学	28	5,848	9,194	8,106	1,088	13.4	↗	前年と同額で妥結した5組合を除くすべての組合においてプラス妥結となっている。
卸売、小売業	40	32,474	5,485	5,681	▲ 196	▲ 3.5	↘	全体としてマイナス傾向となっているが、組合によってバラツキがあり好不調の判断が難しい。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上の業種のうち、減少傾向にある業種が1業種のみでした。

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和4年 (円)	令和3年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	240	55,745	6,498	5,125	1,373	26.8	↗
食料品・たばこ	26	4,381	5,550	5,020	530	10.6	↗
繊維、衣服	26	5,013	6,987	5,652	1,335	23.6	↗
木材、家具・ 装備品	3	742	5,244	4,300	944	22.0	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	5	568	4,779	4,860	▲ 81	▲ 1.7	↘
印刷・同関連	4	7,754	3,006	1,221	1,785	146.2	↗
化学	28	5,848	9,194	8,106	1,088	13.4	↗
石油・石炭製品							↘
プラスチック製品	2	477	8,141	6,150	1,991	32.4	↗
ゴム、皮革製品	2	177	4,395	3,637	758	20.8	↗
窯業・土石製品	2	202	4,798	4,308	490	11.4	↗
鉄鋼	17	2,288	6,056	5,592	464	8.3	↗
非鉄金属	9	521	6,458	5,767	691	12.0	↗
金属製品	38	7,338	5,496	4,994	502	10.1	↗
機械器具	59	14,785	8,027	5,597	2,430	43.4	↗
電子部品・ デバイス							↘
電気機械器具	10	2,481	5,796	5,213	583	11.2	↗
情報通信 機械器具							↘
輸送用機械器具	7	2,770	7,529	6,499	1,030	15.8	↗
その他の製造	2	400	5,304	4,843	461	9.5	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和4年 (円)	令和3年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	96	59,173	5,793	5,538	255	4.6	
農林水産業							
鉱業・採石・砂利	1	23	5,000	2,500	2,500	100.0	
建設業	2	553	3,134	3,310	▲ 176	▲ 5.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	7,100	7,070	30	0.4	
情報通信業	14	882	6,276	6,270	6	0.1	
うち、通信・放送							
うち、情報サービス	1	11	1,000	1,000	0	0.0	
うち、情報制作(出版等)	13	871	6,342	6,336	6	0.1	
運輸業・郵便業	20	11,745	5,061	4,986	75	1.5	
うち、私鉄・バス等	3	8,069	5,773	5,850	▲ 77	▲ 1.3	
うち、道路貨物輸送	9	3,505	3,440	3,091	349	11.3	
うち、郵便業							
うち、その他	8	171	4,708	3,058	1,650	54.0	
卸売・小売業	40	32,474	5,485	5,681	▲ 196	▲ 3.5	
金融・保険業、不動産、物品質貸業	1	3,033	5,097	4,818	279	5.8	
うち、金融・保険業							
うち、不動産業	1	3,033	5,097	4,818	279	5.8	
うち、物品質貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	2	505	2,402	3,824	▲ 1,422	▲ 37.2	
飲食店、宿泊業	1	46	4,355	4,821	▲ 466	▲ 9.7	
生活関連サービス業、娯楽業	2	36	3,779	3,609	170	4.7	
医療、福祉、教育、学習支援業	4	104	5,088	3,582	1,506	42.0	
うち、教育・学習支援業	4	104	5,088	3,582	1,506	42.0	
うち、医療・福祉							
複合サービス事業、サービス業	8	6,288	8,836	5,619	3,217	57.3	
うち、複合サービス事業	4	4,074	5,599	4,905	694	14.1	
うち、自動車整備・機械修理	1	209	7,162	7,515	▲ 353	▲ 4.7	
うち、賃貸・広告業							
うち、その他	3	2,005	15,588	6,873	8,715	126.8	

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。